

サービス国内規制交渉の妥結に関する宣言

本宣言は、アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、バーレーン、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、EU、香港、アイスランド、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、リヒテンシュタイン、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンテネグロ、NZ、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイの要請により発出されている。

-
1. 世界貿易機関（WTO）の加盟国であるアルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、バーレーン、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、EU、香港、アイスランド、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、リヒテンシュタイン、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンテネグロ、NZ、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ（以下、「参加国」という。）は、第11回世界貿易機関閣僚会議において2017年12月13日に発表され（WT/MIN(17)/61）、2019年5月23日に再確認された（WT/L/1059）コミットメントの継続、及びサービスの貿易の促進における規制に関する良い慣行の重要性に関する継続的な認識に基づき、ここに、サービス国内規制に関する共同イニシアティブにおける交渉の成功裏の妥結を表明する。
 2. 参加国は、サービス国内規制に関する参照文書（2021年11月26日付 INF/SDR/2、附属書1）に関する交渉の妥結に留意する。
 3. 参加国は、交渉を完了させるための貢献として提出された特定の約束に係る表（INF/SDR/3/Rev.1、2021年12月2日付、附属書2）を歓迎する。
 4. 参加国は、参照文書の第一節に従い、参照文書の規律を追加的約束としてGATS（サービスの貿易に関する一般協定）に基づく参加国の約束表に組み込むことを意図する。
 5. 必要な国内手続の完了に従い、参加国は、この宣言の日から12か月以内に、特定の約束に係る表の訂正又は改善の認証手続（2000年4月14日付 S/L/84）に従い、参加国の特定の約束に係る表を認証のために提出することを目指す。
 6. この宣言の日から6か月以内に、参加国は、必要な国内手続の完了に向けた進捗状況を報告するため

に会合し、第5項に記載された期間よりも早く特定の約束に係る表を認証のために提出できるか否かについて評価することを意図する。

7. 参加国は、他のWTO加盟国が、参照文書の第一節に従い、参照文書の規律を追加的な約束として自国のGATSの約束表に組み込むことを目的として、この宣言に参加することを歓迎する。